平成２３年（フ）第９８３号
福岡市博多区豊１丁目９番18号
破産者　テスコ・エコライティング株式会社
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８９９号
福岡市南区西長住１丁目８番36号ＭⅢグリーンコート西長住
破産者　有限会社冨山
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５０号
山形県新庄市鉄砲町10番20号
破産者　株式会社ニチナン
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第６５２号
茨城県笠間市笠間1764番地１
破産者　有限会社山伸林園
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７６４号
東京都豊島区高田３丁目６番14号
破産者　株式会社コインゲーム
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５５９号
栃木県日光市今市1173番地
破産者　株式会社三五郎
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５６０号
栃木県日光市今市1170番地７
破産者　髙橋　　靖
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５６１号
栃木県日光市今市1170番地７
破産者　髙橋　寮子
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５６２号
栃木県日光市今市1173番地
破産者　髙橋　トヨ
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８６１号
栃木県栃木市大平町牛久54番地１、前住所東京都武蔵村山市大南４丁目21番地の１　エステート大南公園５―401号
破産者　大橋　治雄
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２４号
東京都新宿区百人町１丁目24番８号新宿タウンプラザ
破産者　有限会社日本流通出版社
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４７２号
愛知県一宮市せんい２丁目９番６号
破産者　株式会社東海
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４７３号
愛知県一宮市せんい２丁目９番６号
破産者　株式会社イーオーエイワールドゥ
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４７４号
愛知県一宮市せんい２丁目９番６号
破産者　株式会社リガメェント
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４７５号
愛知県一宮市せんい２丁目９番６号
破産者　株式会社リガメェントワールド
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４７６号
愛知県一宮市せんい２丁目９番６号
破産者　株式会社リガフィーユゥ
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３４４号
兵庫県姫路市飾東町佐良和159番地の７
破産者　株式会社ボブキャット
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１２０号
岡山市中区倉富463番地３、住民票上の住所　岡山県赤磐市河本1029番地３
破産者　加賀　信義
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８８号
福島市庄野字辻屋敷１番地
破産者　株式会社フクシマ・スポーツ・マネジメント
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２４０号
福島市永井川字松木下23番地の３
破産者　有限会社日東運輸
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第３２９９号
横浜市鶴見区駒岡３丁目１番４号
破産者　有限会社エスティーシステム
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８５１号
神奈川県小田原市鴨宮630番地１
破産者　正光電気株式会社
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部